

## 国民年金保険料の追納制度

問 彦根年金事務所 国民年金課  
(☎)0749-123-1114

国民年金保険料の全額免除・一部免除・若年者納付猶予・学生納付特例の期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少ない場合、10年以内であれば、さかのぼって納めることができる「追納制度」により、将来受け取る年金額を増額することができます。

ただし、免除等を受けた期間から2年以上後に追納する場合、当時の保険料に加算金が上乗せされることがあります。

追納の申請は、彦根年金事務所または市保健医療課・北部振興局福祉生活課・各支所で受け付けます。

## 国民年金保険料は前納がお得です

問 彦根年金事務所 国民年金課  
(☎)0749-23-1114

10月分から翌年3月分までの6か月分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納付(6か月前納)すると、1,120円お得になります。ぜひご利用ください。

申込みは8月末まで、引き落とし日は10月31日(木)です。なお、現在口座振替による毎月納付を利用している人が、6か月前納を希望する場合は、あらためて口座振替方法の変更手続きが必要です。

【申込先】 口座振替を希望する金融機関またはお近くの年金事務所

【持ち物】 預金通帳、通帳届出印、年金手帳

## 現況届・所得状況届を提出してください

●児童扶養手当

【提出書類】 現状届ほか必要書類

【提出期間】 8月1日(木)～30日(金)

問合せ・提出先

子育て支援課(本庁舎1階)

北部振興局福祉生活課

※土日を除き、お盆の期間も受け付けます。

●特別児童扶養手当

障害児福祉手当

経過的福祉手当

【提出書類】 所得状況届ほか必要書類

【提出期間】 8月9日(金)～9月11日(水)

問合せ・提出先

しおうがい福祉課(本庁舎1階)

☎)65-6518

北部振興局福祉生活課

※土日を除き、お盆の期間も受け付けます。

## 子育て応援表彰候補事業者・団体を募集します

問 子育て支援課(☎)65-6514

次の手当を受給している人は、現況届または所得状況届を提出してください。これにより、前年の所得と受給資格を確認します。届出がない場合、手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

【募集部門】

①職場環境づくり部門

子育てしやすい職場環境づくりに積極的かつ継続的に取り組む事業者

②地域子育て支援部門

子育て家庭への支援や、親子のふれあい活動の実施など、地域の子育て支援活動に貢献している団体

【応募方法】

自薦・他薦は問いません。申込書を9月2日(月)～13日(金)に、直接左記まで提出してください。

申込書は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

※応募条件等、詳しくは市ホームページをご覧ください。

【問合せ・申込先】

〒526-8501 八幡東町6332

①職場環境づくり部門

商工振興課(本庁舎2階)

☎)65-8766

②地域子育て支援部門

子育て支援課(本庁舎1階)

☎)65-6514

## 年金相談は、予約相談をご利用ください。

問 彦根年金事務所 お客様相談室  
(☎)0749-23-1116

日本年金機構では、年金請求の手続きや、受給している年金についての相談を、予約相談で受け付けています。相談内容を事前に準備し、対応しますので、待つことなくスムーズに相談ができます。ぜひ、予約相談をご利用ください。

【予約相談の実施時間帯】  
8時30分～16時(火～金)  
9時30分～15時(第2土曜日)  
8時30分～18時(月)※祝日等の場合は翌営業日

【受付期間】  
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付をしています。予約の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

【問合せ先】  
予約受付専用  
☎)0570-05-4890(ナビダイヤル)  
☎)03-6631-7521(一般電話)

滋賀県では、8月の1か月間を「食品衛生月間」とし、食中毒の発生を防ぐため、食品の取扱いに注意するよう呼びかけています。  
夏の暑い時期には、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌、黄色ブドウ球菌などの食中毒菌が増えやすくなり、全国的に食中毒事件が多発し、多くの患者が出ています。  
食中毒の原因となる食べ物は色や臭いで見分けることができるだけ速やかに調理し、調理後は早く食べましょう。  
○食品を取り扱うときは、しっかりと手を洗いましょう。  
○生ものはできるだけ避け、加熱する食品は、中心部まで十分に熱がとおるように調理しましょう。  
特に鶏肉などの食肉は中心部まで十分に加熱調理し、生や加熱不十分のまま食べるのは避けましょう。

木造住宅無料たいしん診断の期間を延長します

問 開発建築指導課(☎)65-6543

B IW A - T E K U(ビワテク)はスマートフォンさえあれば誰でも参加できるスマホ向けアプリで、滋賀県内で普及が進められています。このアプリでは健診受診やウォーキング等の健康アクションで健康ポイントをためて素敵な景品に応募することができます。  
ただ今この取組にご賛同いただき、景品をご提供いただける事業所を募集中です。  
協賛いただけた場合は左記連絡先までご連絡ください。  
前年度ご協賛いただいた事業所と景品は左記ホームページから確認できます。

【問合せ・申込先】  
健康企画課(ながはまウェルセンター)  
☎)65-7779

## 8月は食品衛生月間です

問 健康推進課(☎)65-7759

滋賀県では、8月の1か月間を「食品衛生月間」とし、食中毒の発生を防ぐため、食品の取扱いに注意するよう呼びかけています。

夏の暑い時期には、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌、黄色ブドウ球菌などの食中毒菌が増えやすくなり、全国的に食中毒事件が多発し、多くの患者が出ています。  
食中毒の原因となる食べ物は色や臭いで見分けることができるだけ速やかに調理し、調理後は早く食べましょう。

○食品を取り扱うときは、しっかりと手を洗いましょう。

○生ものはできるだけ避け、加熱する食品は、中心部まで十分に熱がとおるように調理しましょう。

特に鶏肉などの食肉は中心部まで十分に加熱調理し、生や加熱不十分のまま食べるのには避けましょう。

○食品は放置しないで冷蔵庫に入れましょう。

○生ものはできるだけ避け、加熱する食品は、中心部まで十分に熱がとおるように調理しましょう。

特に鶏肉などの食肉は中心部まで十分に加熱調理し、生や加熱不十分のまま食べるのには避けましょう。



▲BIWA-TEKU  
http://biwateku.jp/